

用途地域内における建築物の用途制限

建築できる 建築できない

例 示	専低第 用層 ¹ 地住 域居種	専低第 用層 ² 地住 域居種	専中第 用高 層 ¹ 地住 域居種	専中第 用高 層 ² 地住 域居種	住第 居 ¹ 地 域種	住第 居 ² 地 域種	地準 住 域居	住田 居地 域園	地近 隣商 域業	商業 地 域業	地準 工 域業	工業 地 域業	地工 業 域用
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿													
兼用住宅のうち、店舗、事務所等の部分が一定規模以下のもの													
幼稚園、小学校、中学校、高等学校													
幼保連携型認定こども園													
図書館等													
神社、寺院、教会等													
老人ホーム、福祉ホーム等													
保育所等、公衆浴場、診療所													
老人福祉センター、児童厚生施設等	1)	1)						1)					
巡査派出所、公衆電話所等													
大学、高等専門学校、専修学校等													
病院													
2階以下かつ床面積の合計が150㎡以下の一定の店舗、飲食店等													9)
2階以下かつ床面積の合計が500㎡以下の一定の店舗、飲食店等								10)					9)
上記以外の店舗、飲食店等				2)	3)	4)	4)					4)	4) 9)
事務所等				2)	3)								
ボーリング場、スケート場、水泳場等					3)								
ホテル、旅館、簡易宿所					3)								
自動車教習所、床面積の合計が15㎡を超える畜舎					3)								
遊技場(マージャン屋、パチンコ屋、射的場)、勝馬投票券発売所、場外車券売場等						4)	4)					4)	
上記以外の遊技場(カラオケボックス等)						4)	4)					4)	4)
2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車車庫													
倉庫業を営む倉庫、3階以上又は床面積の合計が300㎡を超える自動車車庫(一定規模以下の付属車庫等を除く)													
倉庫業を営まない倉庫				2)	3)			11)					
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等							5)						
劇場、映画館、演芸場又は観覧場(客席の部分に限る)、ナイトクラブ等、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの													
キャバレー、料理店等													
個室付浴場業に係る公衆浴場等													
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの													
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの								12)					
作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場で危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの								12)					
危険性が多いか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場													
自動車修理工場					6)	6)	7)		8)	8)			
日刊新聞の印刷所													
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設				2)	3)								
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設													
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設													
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設													

- 1) 一定規模以下のものに限り建築可能
 - 2) 当該用途に供する部分が2階以下かつ、1,500㎡以下の場合に限り建築可能
 - 3) 当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能
 - 4) 当該用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡以下の場合に限り建築可能
 - 5) 当該用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場、観覧場は客席)が200㎡未満の場合に限り建築可能
 - 6) 当該用途に供する部分が50㎡以下の場合に限り建築可能
 - 7) 当該用途に供する部分が150㎡以下の場合に限り建築可能
 - 8) 当該用途に供する部分が300㎡以下の場合に限り建築可能
 - 9) 物品販売業を営む店舗及び飲食店は建築不可
 - 10) 農産物直売所、農家レストラン等に限り建築可能
 - 11) 農作物又は農業の生産資材の貯蔵に供するものに限り建築可能
 - 12) 農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(著しい騒音を発生するものを除く)に限り建築可能
- ※ 本市では田園住居地域を定めていません。

用途地域における建築物の制限内容に関しては、都市計画局建築指導部建築審査課にお問い合わせください。